

「とくしま植物園ドッグラン」利用の手引き

1. はじめに

当ドッグランは、愛犬家の方々が交流し集える場として設置し、開放を行うものです。ご利用については無料となっておりますが、事前に利用登録をしていただく必要があります。

利用登録には、犬の鑑札及び狂犬病予防注射済であることを証する書面等が必要です。事前登録を行い、利用の手引きに記載された事項に同意した方であって、利用のきまりやマナーをお守りいただける方のみご利用ください。

なお、アズマ建設 ドッグラン川内（徳島市小松海岸緑地ドッグラン）の利用登録証での利用はできませんので、当ドッグランの利用をご希望の場合は、改めて登録をお願いします。

2. 施設概要

(1) 管理者 徳島市及び公益財団法人徳島市公園緑地管理公社

(2) 名称 とくしま植物園ドッグラン

(3) 設置場所 とくしま植物園内

(4) 規模 全体 2,354 m² （中・大型犬エリア：1,574 m²、
小型犬エリア：771 m²、
フリーエリア：9 m²）

(5) 設備 犬用トイレ、犬の水飲み場兼足洗い場、ベンチ

(6) 駐車場 都市緑化植物園駐車場（緑の相談所前）60台
（駐車場及びトイレは他の公園施設利用者と共用）

(7) アクセス 駐車場から徒歩約20分～30分（坂道あり）

(8) 休日 原則なし

(9) 利用時間 日の出から日没まで

※ドッグラン内の整備作業時など利用できない時間帯は徳島市ホームページなどでお知らせします。

なお、ドッグランまでの園路には照明がありませんのでご注意ください。

(10) 利用料金 無料（利用登録制）

(1) 位置図



3. 利用のきまり

(1) 注意事項及び禁止事項

- ①当ドッグランの利用時間は日の出から日没までとします。なお、ドッグラン内の整備作業時など利用できない時間帯は徳島市ホームページなどでお知らせします。
- ②ドッグラン内外で起きた事故、紛争、病気感染、ケガなどのトラブルは自己責任とし、当事者同士及び自身とその家族で解決をしてください。管理者は一切責任を負いません。
- ③飼い主及び飼い犬と他の利用者の紛争については当事者同士で解決をしてください。
- ④利用の際は、必ずドッグラン利用登録証をお持ちください。(提示を求める場合があります。)
- ⑤登録証を紛失した場合、再発行の手続きが完了するまで利用できません。
- ⑥ノーリードで利用できるエリアは、フェンスに囲まれた犬用エリアの範囲内です。エリア外は必ずリードを付けてください。
- ⑦エリア内への入場は、混雑や事故をさけるため利用者1名につき1頭までとします。また、エリアに入る前に中の状況を確認し、エリア内に20頭以上いると判断した場合は利用をお控えください。
- ⑧フリーエリアは他の犬がいるときは入らないでください。
- ⑨愛犬を守るため、出入口の扉は2つを同時に開放することのないよう、先の人が扉を閉めるまではフリーエリアへは入らないでください。
- ⑩フリーエリアから登録証に記載された大きさ区分のエリアに入ってください。
- ⑪園路において、飼い主はリードの長さを2m以内に保ち、愛犬を制御しながらドッグランまで移動してください。愛犬が来園者にケガをさせた場合は、飼い主の責任となるため、十分配慮してください。
- ⑫最初はリードをつけたまま入り、犬の興奮が和らいでからリードを外してください。
- ⑬当ドッグランには犬用トイレが設置されています。愛犬のおしっこは犬用トイレをお願いします。また、愛犬がおしっこなどをした場合は必ず水をかけて流してください。園路においても同様です。
- ⑭愛犬のうんちなどの排泄物は、トイレが詰まる原因となるため、絶対に公園のトイレに流さないで、飼い主の責任で持ち帰ってください。
- ⑮エリア内での飲食や喫煙は禁止です。また、愛犬に対する餌やりも禁止ですが水やりは可能です。
- ⑯愛犬のおもちゃ(ボールやフリスビーなど)は他の利用者の迷惑にならないように使用してください。ただし、他の犬と取り合いなどのトラブルの危険を感じた場合は、一時使用をやめるなどの対応をしてください。また、使用したおもちゃは必ずお持ち帰りください。
- ⑰愛犬のブラッシング(毛づくろい)やシャンプー、水浴びは禁止です。
- ⑱ベビーカーや犬用カートなど事故の原因となるようなものは持ち込み禁止です。
- ⑲愛犬を放したまま、飼い主がエリア外へ移動することは禁止です。
- ⑳犬以外のペットは利用禁止です。また、犬を連れていない方は利用禁止です。
- ㉑車でお越しの際は、必ず駐車場を利用してください。路上駐車は絶対にしないでください。
- ㉒営利を目的とした活動や営業活動、集団で独占しての利用は禁止です。また、他の犬や飼い主の迷惑になる行為は禁止です。
- ㉓他の利用者の迷惑となる行為等があった場合は、利用の中止や退場をしていただく場合があります。
- ㉔利用のきまりを守って頂けない利用者については、利用登録を取り消し、再登録を受け付けられない場合があります。
- ㉕ルールを守って頂けず、苦情等が多くなり、改善の見込みがないと判断される場合には、やむを得ずドッグランを一時閉鎖することがあります。
- ㉖その他、ドッグラン利用に関して、利用者は管理者の指示に従ってください。

(2) ドッグランまでの通行について

都市緑化植物園駐車場（緑の相談所前）から当ドッグランまでの園路（くねくね坂）は、ドッグラン利用者以外の来園者の方も散策などで多く通行されます。中には犬が苦手な方や恐怖心を覚える方もおられることが想定されますので、ドッグランまでの園路においては、犬の大きさにかかわらず、必ず愛犬を十分に制御できる長さのリード 2m 以内に係留し、他の来園者に迷惑のかからないようドッグランまで通行してください。

また、園路は管理車両が通行する場合がありますので、ご注意ください。よろしくお願いいたします。

(3) 林間体験ゾーン駐車場（ドッグラン西）について（対象の方のみ）

林間体験ゾーン駐車場（ドッグラン西）は、身体障害者の方や移動の際に配慮が必要な方のための駐車場です。「障害者手帳」、又は「パーキングパーミット利用証」をお持ちの方のみがご利用になれます。自己申告のみに基づく駐車場利用はできません。

対象となる方で利用を希望される方は、緑の相談所にて手帳等を提示してください。係員が確認できましたら通行許可証をお渡ししますので、当該許可証を車のダッシュボードなど、目立つ場所に置いてください。

林間体験ゾーン駐車場を利用頂けるのは、9時30分から15時30分までです。ただし、駐車台数は10台のため、満車の場合は利用時間内であっても駐車することは出来ません。また、駐車場は必要に応じて管理者が使用する場合がありますのでご了承ください。

なお、緑の相談所の休館日（月曜日（祝日の場合は直後の平日）及び年末年始（12月29日～31日、1月1日～3日））にはご利用頂けません。

(4) ドッグラン入口扉の開錠方法

①ドッグラン利用登録証の裏側に記載しているカギの暗証番号で開錠してください。なお、この暗証番号は他の人には教えないでください。

※暗証番号は年度毎に変更しますので、登録更新の手続きをお願いします。

②当ドッグランは無人です。出入りをする際は、愛犬を守るため常に扉が閉まっていることを確認してください。

③カギの開錠の手順



(5) 利用資格

<p style="text-align: center;">【利用できる方】</p> <p>①愛犬を見守れる方 ②愛犬を制御できる方 ③愛犬の健康状態や精神状態に心配りができる方 ④16歳以上の方で利用登録(更新)済みの愛犬を連れた方 (16歳未満の方は、保護者の同伴があれば利用できますが、乳幼児は入場をご遠慮ください。)</p>	<p style="text-align: center;">【利用できない方】</p> <p>①愛犬を見守れない方 ②愛犬を制御できない方 ③利用のきまりや注意が守れない方 ④他の犬や他の方に危害を加える方 ⑤利用登録(更新)済みの愛犬を連れていない方</p>
<p style="text-align: center;">【利用できる犬】</p> <p>①利用登録(更新)済みの愛犬 ※区分に関わらずフェンスを飛び越える可能性がある場合は、飼い主の判断により利用を中止してください。 ②飼い主が行動を制御できる愛犬 ③行動を制御することが可能な状態の愛犬</p>	<p style="text-align: center;">【利用できない犬】</p> <p>①利用登録(更新)をしていない愛犬 ②他の犬や他の利用者に対して攻撃的である、威嚇するなど恐怖感を与える愛犬 ③あまりにも怖がり過ぎる愛犬 ④飼い主が行動を制御できない愛犬 ⑤むやみに吠える、嘔み癖がある、興奮している愛犬 ⑥発情期間中の愛犬 ⑦伝染性の皮膚疾患にかかっている愛犬 ⑧ノミ、ダニなどの外部寄生虫が寄生している愛犬 ⑨回虫、糸虫などの内部寄生虫が寄生している愛犬</p>

4. 利用方法

(1) 利用登録について

当ドッグランを利用するには、事前に利用登録手続きが必要です。

なお、アズマ建設 ドッグラン川内(徳島市小松海岸緑地ドッグラン)の利用登録証での利用はできませんので、当ドッグランの利用をご希望の場合は、改めて登録をお願いします。

① 登録前に

ア 愛犬の年齢、体重、性別、犬種をお調べください。

イ 利用申込書を徳島市ホームページからダウンロードして印刷し、必要事項を記入してください。

また、利用の手引きに記載された事項を理解及び了承の上で、誓約書に署名をしてください。なお、利用申込書は(公財)徳島市公園緑地管理公社及び公園緑地課の窓口でも配布しています。

② 登録手続きの方法

下記の方法で登録手続きができます。

ア (公財)徳島市公園緑地管理公社の窓口 ※愛犬はお連れできませんのでご注意ください。

受付時間：平日の8時30分～17時00分

休日：土曜日、日曜日、祝日及び年末年始

連絡先：088-669-1120

イ 徳島市役所4階 公園緑地課の窓口 ※愛犬はお連れできませんのでご注意ください。

受付時間：平日の8時30分～17時00分

休日：土曜日、日曜日、祝日及び年末年始

連絡先：088-621-5295

ウ 郵送 ※登録時に必要な書類を同封して(公財)徳島市公園緑地管理公社宛に送ってください。

住所：〒771-4267 徳島県徳島市洪野町辻西59番地1 (公財)徳島市公園緑地管理公社

③ 登録時に必要な書類

登録手続きには下記のア～オが必要となります。提出された書類は返却できませんのでご注意ください。添付書類はカラーで鮮明なものをご用意ください。

なお、提出書類に不備があると登録できませんのでご注意ください。

ア 愛犬の顔が分かる写真

イ 愛犬の全身が分かる写真

ウ 次の(a)・(b)いずれかの写真またはコピー

(a)登録番号が分かる鑑札

(b)環境大臣指定登録機関が交付したマイクロチップの登録証明書

エ 番号が分かる狂犬病予防注射済票（プレート）の写真またはコピー（接種後1年以内のもの）

オ ドッグラン利用申込書（誓約書に署名が必要）

④ その他

ア 愛犬1頭につき1登録となります。

イ 18歳未満の方が登録する場合は親権者または保護者の同意が必要です。

ウ 申込から登録証発行までに14日ほど必要となり、登録証は後日郵送します。即日発行はできません。

エ 登録証の裏側にドッグラン入口のカギの暗証番号を記載していますので、登録証が届き次第ご利用いただけます。

オ 愛犬の利用エリアの区分については、一般社団法人ジャパンケネルクラブの犬種データ等を参照し判断するものとし、ミックス犬等は実体重等も考慮して判断するものとします。（場合によっては途中で区分が変更となります）

カ 手続き時にいただいた個人情報については、個人情報保護法及び関係法令に基づき適正に管理し、ドッグランに関する目的以外の利用や第三者への情報提供は行いません。

(2) 登録更新について

当ドッグランでは、毎年度、登録更新手続きが必要です。カギの暗証番号を年度毎に変更しますので、更新手続きを忘れないようにしてください。

① 登録更新受付開始時期

毎年7月1日（土曜日、日曜日の場合は次の平日）から更新手続きの受付を開始します。

なお、新年度から利用する場合は、事務処理の関係上、8月15日（土曜日、日曜日の場合は次の平日）までに更新手続きをお済ませください。

※令和8年2月以降に登録された場合は、令和9年7月1日から手続き可能となります。

② 新年度開始時期

毎年9月1日（土曜日、日曜日の場合は次の平日）の午前9時00分から新年度が始まります。

③ 更新前に

ア 愛犬の体重をお調べください。

イ 登録更新届を徳島市ホームページからダウンロードして印刷し、必要事項を記入してください。また、利用の手引きに記載された事項を読み、その内容を理解し、了承した上で誓約書に署名をしてください。なお、登録更新届は（公財）徳島市公園緑地管理公社及び公園緑地課の窓口でも配布しています。

④ 更新手続きの方法

下記の方法で更新手続きができます。

ア (公財)徳島市公園緑地管理公社の窓口 ※愛犬はお連れできませんのでご注意ください。

受付時間：平日の8時30分～17時00分

休日：土曜日、日曜日、祝日及び年末年始

連絡先：088-669-1120

イ 徳島市役所4階 公園緑地課の窓口 ※愛犬はお連れできませんのでご注意ください。

受付時間：平日の8時30分～17時00分

休日：土曜日、日曜日、祝日及び年末年始

連絡先：088-621-5295

ウ 郵送 ※更新時に必要な書類を同封して(公財)徳島市公園緑地管理公社宛に送ってください。

住所：〒771-4267 徳島県徳島市渋野町辻西59番地1 (公財)徳島市公園緑地管理公社

⑤ 更新時に必要な書類

更新手続きには下記のア～ウが必要となります。提出された書類は返却できませんのでご注意ください。添付書類はカラーで鮮明なものをご用意ください。

なお、提出書類に不備があると更新できませんのでご注意ください。

ア 愛犬の写真(登録証に使用するため鮮明なものを準備)

イ 番号が分かる狂犬病予防注射済票の写真またはコピー(接種後1年以内のもの)

ウ ドッグラン登録更新届(誓約書に署名が必要)

⑥ その他

ア 18歳未満の方が更新する場合は親権者または保護者の同意が必要です。

イ 更新手続き(届出から登録証のお渡しまで)に14日ほど必要となりますが、7月1日から8月15日までの間は更新手続きの集中が予想されるため、この期間に手続きをされた場合の登録証は新年度の開始までに郵送します。即日発行はできません。

ウ 更新手続き後、新しい登録証が届いても、番号変更までは旧の暗証番号のままです。